D-アミノ酸学会

目的

D-アミノ酸に関する異分野の研究者が共に知見を交換し、互いの連携によって D-アミノ酸の役割、意義、合成、代謝、ひいては地球上におけるホモキラリティの起原の解明など、キラリティの本質を明らかにしようとするものである。本会は、生命科学、工学、農学、医学、薬学、などにまたがる関係諸分野の英知を集め、上記の目的達成を期するものである。

学会会則

第1条　**名　称**

本学会は、「D-アミノ酸学会」（D-Amino Acid Research Society）という。

第2条　**目　的**

本学会は、会員の D-アミノ酸に関する研究の発展と、日本及び世界における当該研究の開発・推進をはかり、関連学（協）会の研究者並びに技術者の当該研究に対する理解を深め、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条　**事　業**

本学会は、前条の目的達成のため次の事業をおこなう。

１．研究発表会・学術講演会等の開催

２．ホームページの開設と運営

３．其の他前条の目的達成のために必要な事業

第4条　**事務局**

本学会は前条の事業を行うため事務局をおく。

第5条　**運　営**

本学会は、総会、運営委員会、専門委員会によって運営する。

第6条　**会　員**

本学会の会員は、以下の正会員、学生会員と賛助会員とする。

１．正会員は、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する個人で、本学会が承認したものとする。

２．学生会員は、大学、大学院またはこれに準ずる学校等に在籍し、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する学生個人で、本学会が承認したものとする。

３. 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、本学会が承認したものとする。

第7条　**会員の権利**

会員は、第 3 条で定めた本学会の行う事業に参加することができる。

第8条　**会費納入**

会員は、別途定められた会費等の費用を前納しなければならない。また、別途定められた期間以上これらを滞納した場合は、会員の資格を失うものとする。

第9条　**入会・退会**

入会および退会手続きは、別途定める。

第10条　**除　籍**

第１２条で定める運営委員会において、学会会員として不適当と決議されたものは、会員の資格を消失するものとする。

第11条　**役　員**

本学会は、名誉会長１名、会長１名、学会運営委員（以下委員と略す）を若干名、会計監査２名を置くものとする。

第12条　**役員の任務**

会長は、学会を代表し、会務を統括する。

委員は、運営委員会（以下委員会と略す）を構成し、学会運営の任にあたる。また、会長を補佐し会長が任務を遂行できない場合は、代行する。

監事は、本会の財務を監督し、総会に於いて監査報告を行う。

第13条　**運営委員会**

委員会は、互選により会長を選出する。

会長は、必要な時に委員会を招集し、本学会に関する諸事項を審議・決定する。

会長は、委員会の円滑な運営のために、委員の中から幹事を指名し会長の補佐にあたらせることができる。

第14条　**専門委員会**

委員会は、正会員の中から専門委員を委嘱し、本学会に関する諸事項を諮問することができる。

第15条　**役員の選出**

会長は委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

委員および会計監査は、委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

第16条　**役員の任期**

名誉会長・会長・委員・会計監査の任期は２年とする。（ただし、名誉会長、会長と委員は留任を妨げない。）

役員に欠員が生じた場合は、通常の選出方法に従い補充することができる。

第17条　**総　会**

本学会は、定期総会を開き、必要なときは臨時総会を開くことができるものとする。

第18条　**会則の改正**

本学会会則の改正は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

学会入退会手続きに関する付則

1. 本学会に入会を希望するものは、入会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出のうえ会員資格の承認をうけなければならない。
2. 会員として承認されたものは、すみやかに所定の入会金、会費（１年分）を事務局へ納入しなければならない。本会の会計年度は、4 月～翌年 3 月とする。
3. 上記費用を納入したものについて、委員会は入会手続きをとり、会員として登録する。また、3 年以上会費を滞納したものは、会員の資格を失うものとする。
4. 本学会から退会を希望するものは、退会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出しなければならない。
5. 本学会の会費は以下のとおりとする。
    1. 入会金1,000 円（正会員、賛助会員）
    2. 会　費　　正会員　会費年額　3,000 円
    3. 賛助会員　会費年額（１口）20,000 円
    4. 学生会員（所属する大学に勤務する正会員の証明、または在学証明書の添付を要する）無料とする。

6. 会費振込先：

日本郵政公社（郵便局）
口座名義人　　D-アミノ酸研究会
記号　14060
番号　35010481

2018年9月6日改正